

令和5年度

目黒区人事行政の運営等の状況について

目黒区総務部人事課

令和5年12月

「目黒区人事行政の運営等の状況」については、めぐろ区報（令和5年12月15日号）でお知らせしているところですが、ここでは区報で公表している内容をもとに、区職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況の内容についてご説明します。

なお、この冊子の内容は、目黒区公式ウェブサイトでお知らせしている内容と同じものです。



目黒区では、地方公務員法に基づき、平成17年3月に「目黒区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、4月に施行しました。この条例は、人事行政の運営状況を区民の皆さんに公表することにより、その公正性と透明性を高めることを目的としています。

区では従来から毎年、職員給与や職員数の内容を公表してきましたが、ここでは、その内容に職員の勤務条件やサービスの状況などを加え公表しています。

また、23区が共同で設置している特別区人事委員会からの報告事項についても併せてお知らせします。

〈お問合せ〉

人事課人事係（電話 03-5722-9650）



目 次

1 職員の給与の状況	1
(1) 総括	1
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	2
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	4
(4) 職員の手当の状況	6
(5) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）	12
2 職員数の状況	13
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）	13
(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）	14
(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）	14
3 職員の任免の状況	15
(1) 採用の状況	15
(2) 退職の状況	15
(3) 再任用の状況（令和5年4月1日現在）	15
4 職員の服務及び勤務条件	15
(1) 職員の服務に関する義務	15
(2) 勤務時間（標準的なもの）	15
(3) 休暇の種類	16
(4) 年次有給休暇の取得状況	16
(5) 育児休業及び部分休業の取得状況	16
5 職員の分限及び懲戒処分の状況	16
6 職員の人事評価の実施	16
7 職員の退職管理	16
8 職員の研修の状況	17
9 職員の福利厚生等の状況	18
(1) 東京都職員共済組合・公立学校共済組合	18
(2) 特別区職員互助組合	18
(3) 目黒区職員互助会	18
(4) 被服貸与	19
(5) 職員の健康管理の状況	19
(6) 公務災害補償の実施状況	20
(7) 風水害対策指定職員家賃助成	20
10 特別区人事委員会からの報告事項	21
(1) 職員の競争試験及び選考の状況	21
(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	27
(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況	31
(4) 不利益処分に関する審査請求の状況	31

1 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5.4.1 現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	3 年度の 人件費率
4 年度	279,251 人	123,596,554 千円	8,120,053 千円	21,242,116 千円	17.19%	16.97%

◆普通会計は、総務省の基準に基づいて分類・集計した統計上の会計で、全国の地方公共団体の財政状況と比較することができます。

◆人件費 (B) は、建設事業に係る人件費を含みます。

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1 人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 特別区平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)		
4 年度	1,953 人 (120 人)	6,703,307 千円	2,705,781 千円	3,161,186 千円	12,570,274 千円	6,436 千円	6,663 千円

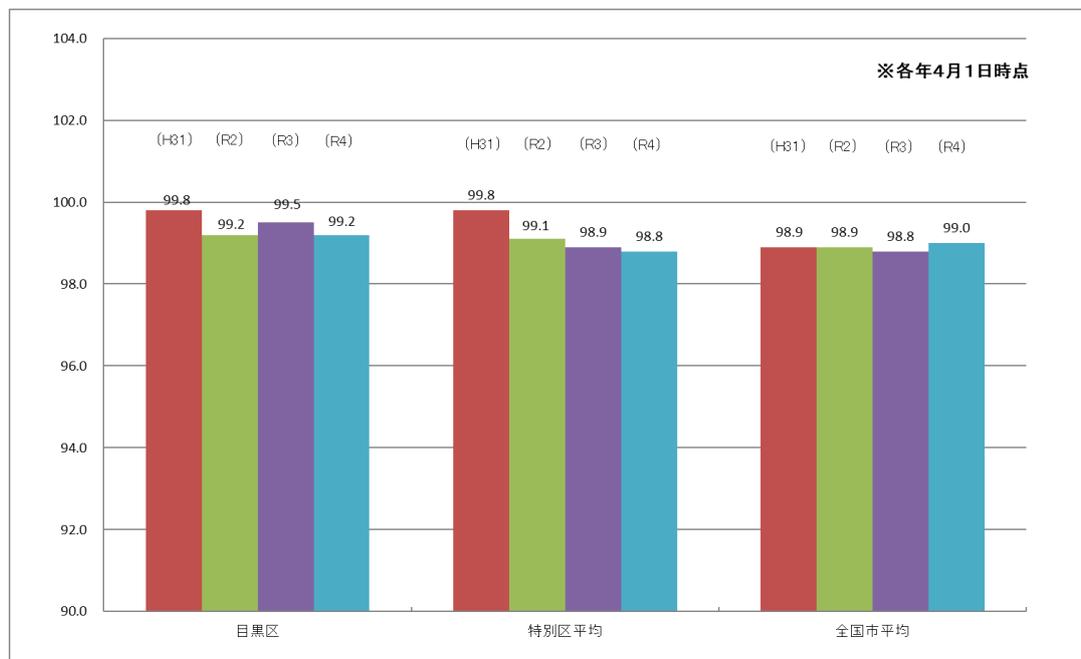
◆職員数の () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

◆職員数は、令和 4 年 4 月 1 日現在の一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、特別会計の計上職員、特別職非常勤職員、会計年度任用職員などを除きます。

◆職員手当には、退職手当を含みません。

◆給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費及び会計年度任用職員は除きます。

ウ ラスパイレス指数の状況（令和 4 年 4 月 1 日現在）



◆ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数です。

エ 給与改定の状況（令和5年特別区人事委員会の勧告内容等）

① 月例給

一般行政職の給料表については、公民較差 3,722 円（0.98%）を解消するため、初任給の引上げ及び全ての級及び号給について給料月額引上げを行います。その他の給料表は、一般行政職との均衡を考慮した改定を行います。

再任用職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行います。

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与(B)	較差 (A)-(B)	勧告(改定率)		
5年度	383,184 円	379,462 円	3,722 円 (0.98%)	平均 0.98%	平均 0.98%	平均 1.1%

◆「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の令和5年4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

◆民間給与、公務員給与ともに新卒採用者は含まれていません。

② 特別給（期末・勤勉手当）

民間における特別給の支給状況を勘案し年間の支給月数を 0.1 月引上げる勧告となっています。

なお、支給月数の引上げ分については、民間の状況を考慮し、一般職については、勤勉手当に割り振り、管理職員については、期末手当及び勤勉手当に均等に配分します。

区 分	人事委員会の勧告				年間 支給月数	国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 (A)	公務員の 支給月数(B)	較差 (A)-(B)	勧 告 (改定月数)		
5年度	4.64 月	4.55 月	0.09 月	0.10 月	4.65 月	4.50 月

◆「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
目黒区	39.7 歳	296,763 円	429,047 円	375,327 円
東京都	41.1 歳	319,140 円	401,786 円	— 円
国	42.4 歳	322,487 円		404,015 円
特別区平均	40.3 歳	297,359 円	420,048 円	373,825 円

◆「平均給与月額」とは、給料と諸手当（期末手当・勤勉手当・退職手当・寒冷地手当を除く。）を含んだ平均月額です。

◆「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベース（時間外勤務手当等を除いたもの）で再計算したものです。

◆「—」は、公表されていません。

② 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
目黒区	51.9 歳	162 人	286,523 円	379,444 円	352,882 円
うち用務	56.8 歳	30 人	283,283 円	353,014 円	345,367 円
うち清掃職員	50.1 歳	85 人	290,384 円	394,717 円	359,691 円
うち調理	53.8 歳	22 人	302,823 円	385,694 円	369,315 円
東京都	48.4 歳	1,112 人	295,134 円	365,109 円	— 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円		329,178 円
特別区平均	53.4 歳	246 人	291,298 円	392,684 円	358,327 円

民 間			参 考
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
用務員	49.1 歳	236,600 円	1.49
廃棄物 処理業従業員	47.0 歳	306,000 円	1.28
調理士	41.2 歳	292,500 円	1.31

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
目黒区			
うち用務	5,852,390 円	3,187,900 円	1.84
うち清掃職員	6,466,673 円	4,266,500 円	1.52
うち調理	6,370,362 円	3,896,600 円	1.63

- ◆民間データは、厚生労働省が公表している「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」の平成 31 年から令和 3 年までの 3 か年の平均を掲載しています。なお、区職員は、常勤職員のデータで、民間には非常勤職員等のデータが含まれます。
- ◆平均給与月額は、賃金センサスにおける「きまって支給する現金給与額」、年収ベースは、「きまって支給する現金給与額」を 12 倍したものに年間賞与の額を加えた試算値です。
- ◆民間の用務員及び廃棄物処理業従業員は全国平均、調理士は東京都の平均を掲載しています。
- ◆「—」は、公表されていません。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
目黒区	35.4 歳	307,886 円	403,167 円
東京都	39.3 歳	344,234 円	429,735 円
特別区平均	37.3 歳	325,980 円	437,056 円

- ◆「平均給料月額」とは、令和 5 年 4 月 1 日現在における基本給の平均です。
- ◆「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。
- ◆東京都は「小中学校教育職」の数値を掲載しています。

イ 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		目 黒 区	東 京 都	国
一般行政職	I 類 (大学卒程度)	188,200 円	187,900 円	【総合職】 189,700 円 【一般職】 185,200 円
	III 類 (高校卒程度)	152,100 円	152,200 円	154,600 円
技能労務職		147,500 円	149,600 円	
教 育 職	大学卒	199,500 円	201,900 円	
	短大卒	182,500 円	185,800 円	

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	265,374 円	365,669 円	410,240 円	387,905 円
	高校卒	237,300 円	315,857 円(※1)	336,300 円(※2)	362,325 円
技能労務職		204,520 円(※3)	292,511 円(※4)	304,800 円(※5)	312,100 円
教 育 職	大学卒	(※6)			

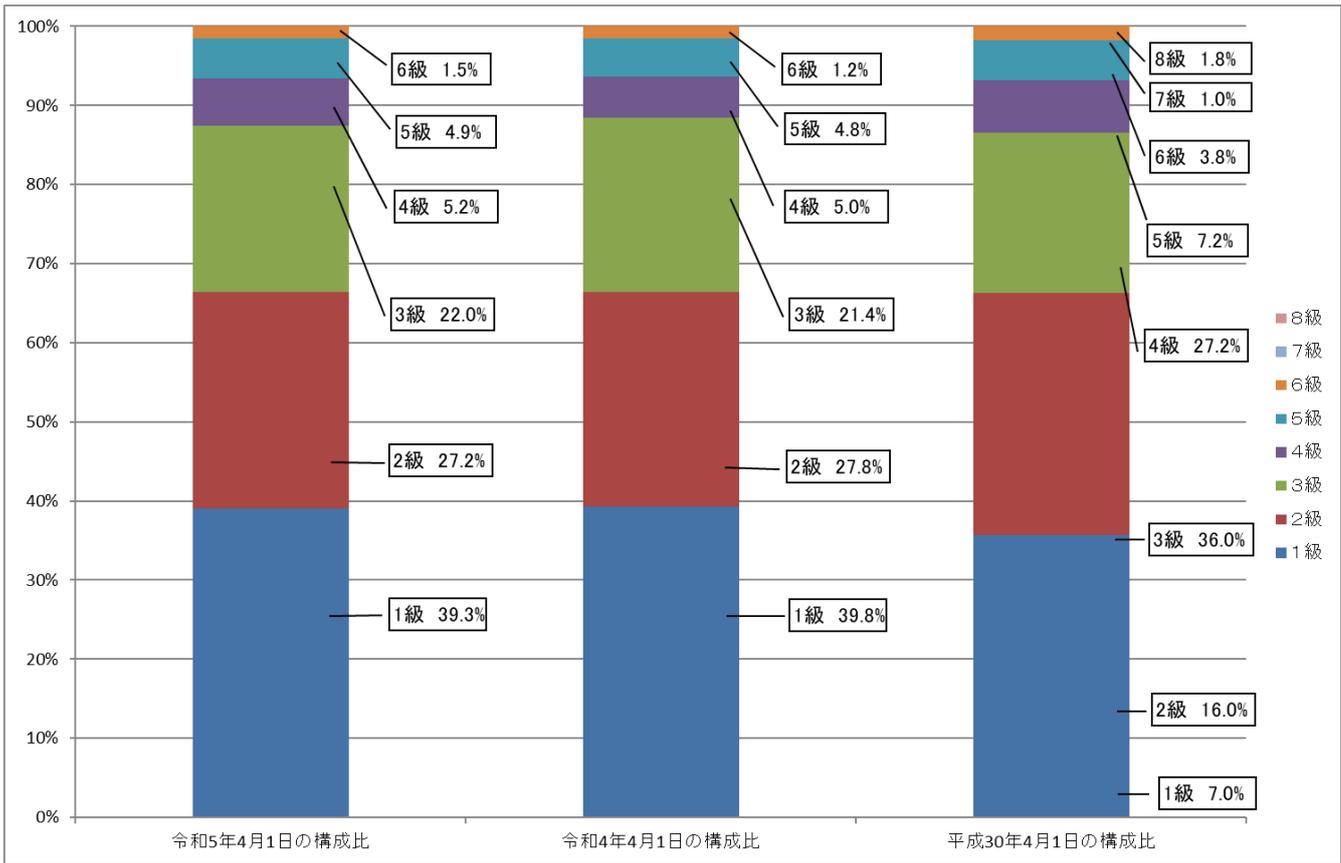
- ※ 経験年数には、採用前の職歴等を加算した年数を含めます。
- ※1 対象者が少ないため、経験年数19年～21年の平均給料月額を掲載
- ※2 対象者が少ないため、経験年数24年～26年の平均給料月額を掲載
- ※3 対象者が少ないため、経験年数9年～11年の平均給料月額を掲載
- ※4 対象者が少ないため、経験年数17年～23年の平均給料月額を掲載
- ※5 対象者が少ないため、経験年数24年～26年の平均給料月額を掲載
- ※6 教育職(大学卒)については、当該区分に該当する職員がなく、かつ、近似データが存在しないため、掲載していません。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	部長	17 人	1.6%	368,900 円	512,600 円
5 級	課長	54 人	5.0%	283,900 円	452,100 円
4 級	課長補佐	64 人	5.9%	254,300 円	426,300 円
3 級	係長・主査	227 人	21.0%	228,500 円	404,400 円
2 級	主任	296 人	27.4%	200,500 円	355,500 円
1 級	係員	421 人	39.0%	147,500 円	321,900 円

- ◆目黒区給与条例に基づく給料表の級区分による職員数（再任用職員を除く。）です。
- ◆標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
- ◆行政系人事制度の改正により、平成30年4月1日から職務の級を8層制から6層制に統合・再編しています。



【参考】行政系人事制度の改正

1 改正の趣旨

行政系職員に適用される人事制度については、高度化・複雑化する区政課題に対応する組織力の向上を図るため、職務・職責に相応しい給与処遇の実現及び人材活用のための弾力的な任用管理を促進し、職務・職責及び能力・業績を適切に反映したメリハリのある人事・給与制度を一層推進することを目的として、平成30年4月1日に改正を行いました。

2 職務分類基準の再編等

改正に伴い、下図のとおり職務分類基準の再編等を行いました。

現行		改正後		
職務分類基準 (職務の級)	職務	職務分類基準 (職務の級)	職務	
8級職	部長	新6級職	部長	部長又はこれに相当する職の職務
7級職	統括課長	新5級職	課長	課長又はこれに相当する職の職務
6級職	課長			
5級職	総括係長	新4級職	課長補佐	課長補佐の職の職務
4級職	係長級	新3級職	係長級	係長、担当係長、主査又はこれに相当する職の職務
3級職	主任主事	新2級職	主任	主任又はこれに相当する職の職務
2級職	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う係員			
1級職	係員	新1級職	係員	上記各職務の級に属さない職の職務

イ 昇給への人事評価結果の反映状況

① 人事評価の実施状況

地方公務員法第23条に基づき、毎年1月1日を評価基準日として全職員について勤務成績の人事評価を実施

なお、平成13年から管理職員（課長級以上）を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しており、平成19年から管理職員以外の職員（係長級・一般職員）についても実施

② 令和5年4月1日の昇給への人事評価結果の反映状況（一般行政職）

人事評価結果等に基づき、昇給区分（6号昇給～0号昇給）を決定

区分	職員数		構成比	
	管理職員	管理職員以外	管理職員	管理職員以外
上位（6～5号昇給）	20人	258人	29.85%	31.15%
標準（4号昇給）	46人	570人	68.65%	68.84%
下位（3～0号昇給）	1人	0人	0.01%	0.00%
計	67人	828人	100%	100%

（4）職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当（4年度）

目黒区	東京都	国
1人当たり平均支給額 1,588,141円 (再任用を除く職員 1,695,123円) (再任用職員 600,936円)	1人当たり平均支給額 1,843,977円	
(支給割合) ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.15月分 (1.35月分) (1.05月分) ◆ 管理職員 期末手当 勤勉手当 2.00月分 2.55月分 (1.15月分) (1.25月分)	(支給割合) ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.15月分 (1.35月分) (1.05月分) ◆ 管理職員[課長級/部長級] 期末手当 勤勉手当 2.00/1.80月分 2.55/2.75月分 (1.15月分) (1.25月分)	(支給割合) ◆ 一般職員 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.45月分) (0.935月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

◆（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

※会計年度任用職員は除きます。

【参考】令和5年特別区人事委員会勧告内容

区分	期末手当	勤勉手当	合計
一般職員	2.40月 (1.35月)	2.25月 (1.10月)	4.65月 (2.45月)
管理職員	2.05月 (1.175月)	2.60月 (1.275月)	4.65月 (2.45月)

◆（ ）内は、再任用職員に係る支給月数です。

【参考】勤勉手当への人事評価結果の反映状況（一般行政職）

1 人事評価の実施状況

地方公務員法第23条に基づき、毎年1月1日を評価基準日として全職員について勤務成績の人事評価を実施

なお、平成13年から管理職員（課長級以上）を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施しており、平成19年から管理職員以外の職員（係長級・一般職員）についても実施

また、平成24年度からは、勤勉手当の成績率に扶養手当及び扶養手当の合計額に地域手当の割合を乗じて得た額を原資として加算し、人事評価結果への反映を拡大して実施

2 令和5年6月の勤勉手当への人事評価結果の反映状況

人事評価結果等に基づき、成績率を決定（評価基準日以降の採用者等については対象外）

区分	成績率				職員数（構成比）			
	管理職員	係長級職員	主任職員	一般職員	管理職員	係長級職員	主任職員	一般職員
上位	1.2111～ 1.0905	1.1260～ 1.0530	1.0945～ 1.0422	1.0449～ 1.0212	27人 (32.92%)	124人 (39.24%)	109人 (32.83%)	106人 (25.11%)
標準	0.9700	0.9800	0.9900	0.9975	52人 (63.41%)	192人 (60.75%)	223人 (67.16%)	316人 (74.88%)
下位	0.9400～ 0.8900	0.9550～ 0.9300	0.9650～ 0.9400	0.9725～ 0.9475	3人 (3.65%)	0人 (0.00%)	0人 (0.00%)	0人 (0.00%)
計					82人	316人	332人	422人

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

区分	目 黒 区		国		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年	
支給率	勤続20年	18.00月分	24.55月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.00月分	32.95月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.75月分	47.70月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	39.75月分	47.70月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
退職時特別昇給	4号給又は8号給				
1人当たり平均支給額	1,872千円	20,662千円			

◆退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度退職者分の平均額です。

- ◆退職時の特別昇給
 - ・生命を賭して、善行を行った者の死亡退職の場合：4号給
 - ・功績顕著な者が公務上の傷病により退職する場合：8号給

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			1,497,607千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			698,837円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
目黒区	20%	2,141人	20%
興津自然学園(千葉県勝浦市)	12%	2人	
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.2 (99.2)

- ◆地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出)

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		16,974千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		83,617円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		9.85%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記の職員に対する 支給単価
特定危険現場 作業手当	施設課に勤務する職員	区の施設に設置される昇降機の新設、修繕及び改修に伴う検査業務	4,200円	従事した日1日につき 420円
	水防本部設置に伴う召集を受けた職員	当該年度の水防活動計画に定める警戒箇所における水防作業	0円	従事した日1日につき 1,060円
福祉業務手当	福祉に関する事務所に勤務する職員	生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律、生活困窮者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法又は、売春防止法に定める業務を行うための家庭等への訪問	2,425,990円	従事した日1日につき 490円

児童相談所関係業務手当	児童相談所に勤務する職員	児童福祉法第 12 条第 2 項に規定する業務を行うための家庭訪問、指導、相談等	272,930 円	従事した日 1 日につき 490 円
		児童福祉法第 11 条第 1 項第 2 号ホに掲げる業務	16,170 円	従事した日 1 日につき 1,470 円
防疫等業務手当	保健所に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 2 項及び第 9 項に規定する感染症等の患者等に接する業務	0 円	従事した日 1 日につき 700 円
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 3 項(第 2 号を除く。)及び第 4 項に規定する感染症の患者等に接する業務	285,820 円	従事した日 1 日につき 310 円
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 3 項第 2 号に規定する感染症の患者に常時接する業務に従事する者が、家庭等に訪問することにより、当該患者に接する業務	540 円	従事した日 1 日につき 180 円
清掃関係業務手当	清掃事務所に勤務する職員	廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務	13,968,500 円	従事した日 1 日につき 700 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	813,551千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	390千円
支給実績（令和3年度決算）	815,523千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	390千円

◆職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）						
扶養手当	扶養親族を有する職員に生計費の一助として支給 <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,000円 ・子 9,000円 ・父母等 6,000円 ・16～22歳の子1人につき 4,000円加算 	異なる		102,721千円	188,826円						
住居手当	職員の住居費の一部を補うため、月額27,000円以上の家賃を支払っている者に支給 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>～27歳</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>～32歳</td> <td>17,600円</td> </tr> <tr> <td>～上記以降</td> <td>8,300円</td> </tr> </table>	～27歳	27,000円	～32歳	17,600円	～上記以降	8,300円	異なる	家賃負担者に最大28,000円	112,113千円	176,556円
～27歳	27,000円										
～32歳	17,600円										
～上記以降	8,300円										
通勤手当	通勤に要する経費の一部を補うために運賃等相当額を支給 <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用者1か月当たりの支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者 2,600～24,900円 	異なる	交通用具等の使用距離区分と支給額	229,915千円	122,360円						
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に、その職の特殊性に基づいて支給 <ul style="list-style-type: none"> ・部長及びこれに相当する職 127,600円 ・重要かつ困難な事務を処理する課長の職 101,500円 ・課長及びこれに相当する職 92,300円 	異なる	支給区分支給金額	108,848千円	1,170,414円						
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難な職員について、その採用困難な状況や民間における賃金との較差等を考慮して支給 支給期間に応じて 118,000～268,500円	異なる	支給区分支給金額	3,643千円	1,821,600円						

休日給夜間勤務手当	休日給…休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100 夜間手当…正規の勤務時間における勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給。 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ		48,254千円	120,634円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対し、当該勤務の報酬として支給	異なる	支給区分 支給金額	0千円	0円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける管理又は監督の地位にある職員が、以下に勤務した場合に支給。職と勤務時間に応じて4,000～18,000円を支給 ・臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日に勤務した場合に支給 ・臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給	異なる	支給金額 3,000円 ～18,000円	102千円	17,000円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給 基礎額30,000円 加算額 100km以上200km未満 6,000円 200km以上300km未満 10,000円 300km以上 14,000円	異なる	支給金額 30,000円 ～ 100,000円	0千円	0円
義務教育等教員特別手当	人材確保法の趣旨に沿うため、教育職員の給与について特別の措置を講ずるため支給 その者の発令級号給に応じて1,120～4,150円			992千円	41,325円

◆4年度決算の値は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の合計です。

(5) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		給料・報酬	地域手当	(参考) 特別区における給料・報酬の 最高/最低額
給 料	区 長	1,055,000 円	211,000 円	1,286,000 円/912,000 円
	副区長	844,000 円	168,800 円	1,027,000 円/808,300 円
	教育長	738,000 円	147,600 円	933,600 円/726,400 円
	代表監査委員	628,000 円	125,600 円	714,000 円/625,200 円
報 酬	議 長	902,000 円	－円	956,000 円/856,000 円
	副議長	789,000 円	－円	808,000 円/756,100 円
	議 員	596,000 円	－円	621,000 円/589,000 円
期 末 手 当	区 長 副区長 教育長 代表監査委員	(令和4年度支給割合) 3.40 月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.35 月分		
退 職 手 当	区 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副区長	退職時給料月額×在職年数×450/100	18,990,000 円	任期ごと
	教育長	退職時給料月額×在職年数×306/100	10,330,560 円	任期ごと
	代表監査委員	退職時給料月額×在職年数×230/100	5,092,200 円	任期ごと
		退職時給料月額×在職年数×195/100	4,898,400 円	任期ごと

◆退職手当の「1期の手当額」は、令和5年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（教育長：3年＝36月、その他の特別職：4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

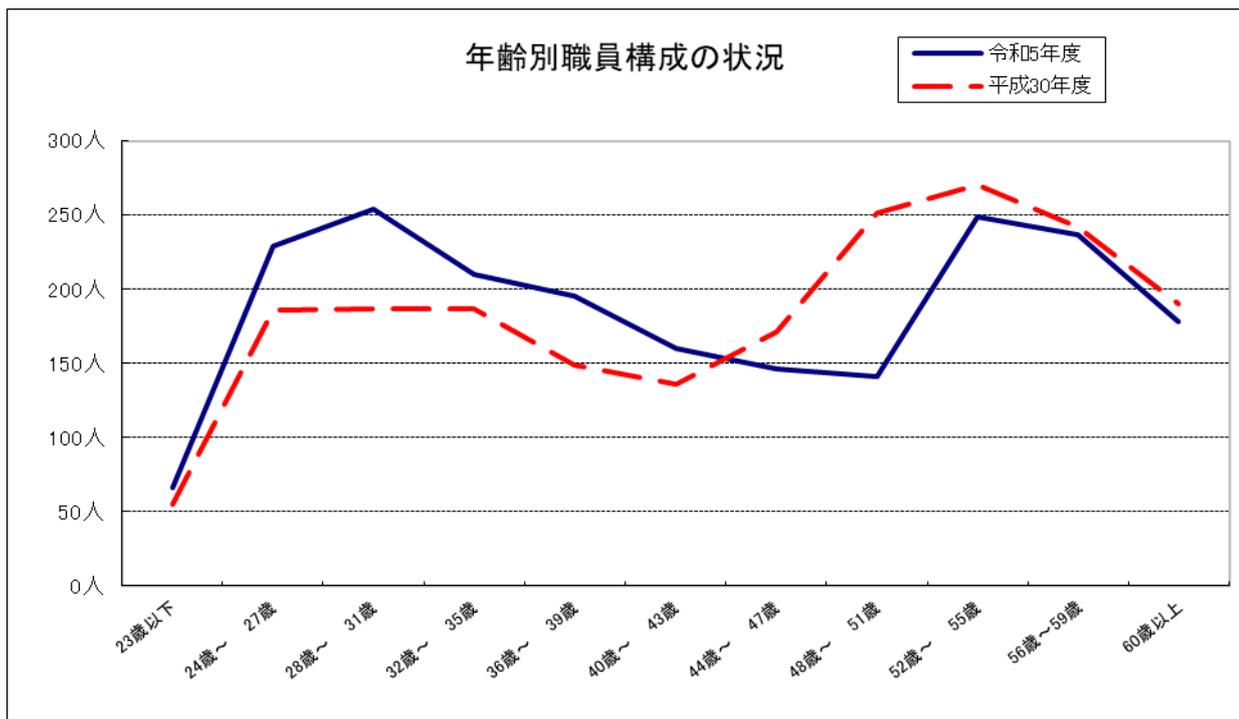
(単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政	議会	13	13	0	
		総務	362	370	8	増：区有施設見直し事業の推進、広報デザインクリエイティブの向上、地方税共同機構派遣への新規派遣
		税務	80	80	0	
		民生	817	818	1	増：子育て世帯給付金事業への対応、システム標準化対応、子ども家庭支援センター強化 減：学童保育クラブ3か所の民営化
		衛生	258	250	▲8	増：保健所組織見直し事業の推進 減：新型コロナウイルス感染症対策の見直し
		労働	1	1	0	
		商工	15	16	1	増：プレミアム付き商品券事業推進
		土木	216	217	1	増：学校施設見直し対応、木造住宅密集地域内の公園整備等推進
		計	1,762	1,765	3	
	教育部門	191	192	1	増：学校施設更新計画推進、学校教職員人事調整担当配置、特別支援教育の充実	
小計	1,953	1,957	4			
	(120)	(93)	▲27			
公営企業等会計部門	国民健康保険事業会計	45	45	0		
	後期高齢者医療事業会計	13	13	0		
	介護保険事業会計	50	50	0		
	小計	108	108	0		
(3)		(1)	▲2			
合計	2,061	2,065	4	<参考>		
	(123)	(94)	▲29	人口1万人当たりの職員数 73.95人		

◆職員数は一般職に属する職員数（再任用フルタイム勤務職員を含む。）であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、自治法派遣職員、特別職非常勤職員及び会計年度任用職員を除きます。

◆（ ）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

(2) 年齢別職員構成の状況（各年4月1日現在）



年齢区分	23歳以下	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
令和5年度	66人	229人	254人	210人	195人	160人	146人	141人	249人	237人	178人	2,065人
平成30年度	55人	186人	187人	187人	149人	136人	171人	251人	270人	242人	190人	2,024人

※年齢区分については、年度末の年齢で表記しています。

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

(単位：人・%)

部門別	年度	30年	元年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)	
普通会計部門		1,921	1,917	1,935	1,941	1,953	1,957	36	1.87%
うち一般行政職		1,726	1,727	1,747	1,754	1,762	1,765	39	2.26%
うち教育部門		195	190	188	187	191	192	△ 3	△ 1.54%
公営企業等会計部門		103	105	109	107	108	108	5	4.85%
総合計		2,024	2,022	2,044	2,048	2,061	2,065	41	2.03%

3 職員の任免の状況

(1) 採用の状況

採用日	事務系	福祉系	技術系	技能労務系	幼稚園教諭	合計
R4年4月2日～ R5年3月31日	0人	0人	0人	1人	0人	1人
R5年4月1日	56人	19人	9人	2人	1人	87人

(2) 退職の状況

ア 職種別の状況

退職日	事務系	福祉系	技術系	技能労務系	幼稚園教諭	合計
R4年4月1日～ R5年3月30日	9人	3人	1人	0人	0人	13人
R5年3月31日	40人	30人	9人	14人	2人	95人

イ 事由別の状況

退職日	定年	勸奨	普通	都・他区 への転出	その他	合計
R4年4月1日～ R5年3月30日	0人	0人	12人	0人	1人	13人
R5年3月31日	53人	10人	31人	1人	0人	95人

(3) 再任用の状況（令和5年4月1日現在）

	事務系	福祉系	技術系	技能労務系	幼稚園教諭	合計
再任用フルタイム	55人	16人	14人	29人	1人	115人
再任用短時間	48人	18人	5人	23人	0人	94人

4 職員の服務及び勤務条件

(1) 職員の服務に関する義務

法令・上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限

(2) 勤務時間（標準的なもの）

勤務時間（標準的なもの）	午前8時30分～午後5時15分 （休憩時間60分間を含む。）
1週間の正規の勤務時間	38時間45分
1日の正規の勤務時間	7時間45分
週休日	日曜日及び土曜日

◆職務の性質等により上記によりがたい職員については、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、その他の目黒区条例、規則等に定めるところによります。

(3) 休暇の種類

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、不妊治療休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間

(4) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的として、年間一定日数与えられる休暇です。付与日数は、原則として1年につき20日であり、その年に使用しなかった日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。

令和4年1月1日～令和4年12月31日の平均取得日数	16.6日
----------------------------	-------

◆非現業の一般職に属する常勤職員のうち区長部局に勤務する職員（交代制等勤務職場を除く。）の平均取得日数です。

(5) 育児休業及び部分休業の取得状況

育児休業は、子を養育する職員に対して育児のための休業を認めることにより、継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とする制度です。

部分休業は、子を養育する職員に対して育児のために1日2時間までの範囲で勤務しないことを認めることにより、継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とする制度です。

育児休業は子が3歳に達するまで、部分休業は子が小学校就学の始期に達するまで取得することができます。

令和4年度の取得者数		男性	女性
	育児休業	18人	106人
	部分休業	4人	68人

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

令和4年度の被処分者数	分限処分	免職 0人	休職 68人	降任 0人	降給 0人
	懲戒処分	免職 0人	停職 0人	減給 0人	戒告 0人

6 職員の人事評価の実施

職員の能力及び職務能率の向上に資することを目的として、職員が職務を遂行した実績及び職務を遂行する過程で認められた職員の能力・態度等について、定期的に人事評価を実施しています（毎年1月1日を基準日として、年1回実施）。そのほか、各種昇任選考等に際して、個別の人事評価を実施しています。

7 職員の退職管理

地方公務員法では、職員の退職管理の適正を確保する観点から、営利企業等に再就職した元職員が、現職職員に対して離職前の特定の職務に関する働きかけをすることを禁止しています。

区では職員倫理条例により誰もが職員に対する公正な職務の遂行を損なう行為の要求を禁止するとともに、契約及び許認可等の業務に対する働きかけに関する取扱い要綱により、働きかけの内容を記録・公表することで、全ての職員が汚職や不正に関わることの未然防止に積極的に取り組んでいます。

8 職員の研修の状況

職員の研修の状況（令和4年度実績）

研修名		講座数	修了者数（延べ）
区研修	職層研修	20	1,374
	実務研修	7	487
	特別研修	5	3,427
	派遣研修	39	114
	職場研修	3	71
区研修 計		74	5,473
特別区共同研修	職層研修	9	412
	専門研修	51	101
	特別研修	23	87
	清掃研修	4	9
特別区共同研修 計		87	609
総合計		161	6,082

区研修

- ◆「職層研修」は、在職年数や各職位に応じた能力の向上を図るための研修です。
- ◆「実務研修」は、区の事務を進める上で必要な文書事務等の実務能力を身に付けるための研修です。
- ◆「特別研修」は、区を取り巻く環境の変化に対応するための能力向上や、職員のキャリアデザインを支援するための研修です。
- ◆「派遣研修」は、外部の研修機関等で実施する研修に職員を派遣する研修のうち、人事課で助成を行った研修です。
- ◆「職場研修」は、業務上必要な知識の習得や技術の向上を目的とし職場ごとに行う研修のうち、人事課で助成を行った研修です。

特別区共同研修（23区が共同で設置した特別区職員研修所で計画、実施した研修）

- ◆「職層研修」は、職層に応じ、公務員意識の高揚、基礎的知識の習得及び能力の向上を図る研修です。
- ◆「専門研修」は、専門的な知識、技術の習得など職員の専門性を高めるための研修です。
- ◆「特別研修」は、職員の能力、経験に応じた知識の習得及び能力の向上を図り、区における人材育成体制等の充実に寄与すること等を目的とした研修です。
- ◆「清掃研修」は、清掃事業に従事する職員を対象とした研修です。

9 職員の福利厚生等の状況

地方公務員法第42条に基づく厚生制度として共済制度、職員互助会による各種事業、安全衛生管理、公務災害補償などを実施しています。

(1) 東京都職員共済組合・公立学校共済組合

地方公務員等共済組合法に基づき、病気、出産、休業、退職、死亡その他被扶養者の病気等に関して健康保険や年金事業等を実施しています。事業は、組合員が負担する掛金と地方公共団体が負担する負担金によって行っています。

令和5年4月1日現在における組合員の掛金率は下表のとおりです。

共済組合	一般組合員	短期組合員
東京都職員共済組合	14.778/100	4.878/100
公立学校共済組合	15.501/100	5.601/100

※掛金率は標準報酬月額に対するもの

(2) 特別区職員互助組合

特別区及び特別区の一部事務組合職員の相互共済及び福利厚生を図ることを目的として設置され、保険事業やライフプラン事業等を実施しています。

事業は、組合員が負担する組合費（給料月額1.7/1000）と各種保険の事務手数料等の事業収入で行っています。

(3) 目黒区職員互助会

目黒区職員の互助会に関する条例に基づき、職員の福利厚生を増進を目的として設置され、給付事業、貸付事業、文化体育事業等を実施しています。

事業は、職員が負担する会費（給料月額4.5/1000、会計年度任用職員は月額200円）と区からの補助金、保険の事務手数料等の事業収入で行っています。

ア 会員数

3,583人（令和5年3月31日現在）

※会計年度任用職員及び関係団体固有職員の会員を含みます。

イ 会費と区補助金

会費（職員負担）	負担率	区補助金(令和4年度)
41,072,558円 (令和4年度決算額)	会費：区補助 1：0.78	32,169,000円

ウ 主な事業

- ・給付事業（弔慰金、結婚祝金、義務教育終了祝金等）
- ・福利厚生事業補助
- ・文化・体育クラブ活動支援
- ・簡易保険・公務員賠償責任保険
- ・レストラン・職員休憩室・読書室運営
- ・指定店及び展示販売
- ・貸付事業

(4) 被服貸与

法令上（衛生上や安全上）により着用が義務付けられている場合や被服貸与がなければ作業等を行うことが困難である場合などの理由により、職務遂行上必要な職員に対して被服を貸与しています。

主な貸与品	主な貸与所属
作業服	児童館・保育園・都市整備部・清掃事務所・学校
防寒着	総合庁舎内各課・庁外施設
雨衣・長靴	健康福祉部・保健所・都市整備部・学校
白衣	保健所・保育園・学校
保安帽・帽子	保育園・都市整備部・清掃事務所・学校
靴・安全靴	児童館・保育園・都市整備部・清掃事務所・学校

(5) 職員の健康管理の状況

ア 健康診断

職員の健康管理及び公務能率の維持向上のため、年に1回定期健康診断を実施しています。

健診名	対象
定期健康診断	常勤職員、再任用職員、週20時間以上勤務する臨時アシスタント以外の会計年度任用職員
消化器健診	40歳以上
大腸がん健診	消化器健診対象者
婦人健診(子宮がん)	25歳以上の女性職員
婦人健診(乳がん)	30代奇数年齢・40歳以上女性
前立腺がん健診	55歳男性
情報機器作業従事者健診	情報機器従事者で指定する職員
特定化学物質取扱従事者健診	特定化学物質等を常時扱う職員
はち抗体検査	業務上蜂に刺される危険性の高い職員
結核接触者健診	保健所の感染症対策業務に従事する職員、結核感染者との接触があり、保健所の指示があった職員
深夜業務従事者健診	警備等の深夜業務に従事する職員

イ メンタルヘルス対策・相談

定期健康診断対象者に心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックを平成28年度から実施しています。また、人事課保健師等による健康相談のほかに産業医による健康相談、臨床心理士によるカウンセリングなどを毎月行っています。

ウ 安全衛生管理

職場の安全衛生の確保を目的に、安全衛生管理体制を組み安全衛生委員会活動を行っています。

(6) 公務災害補償の実施状況

職員が公務中に負傷した場合、公務が原因で病気になった場合及び通勤途上で負傷した場合に、地方公務員災害補償法に基づき補償を行っています。

令和4年度の認定件数	公務災害	通勤災害
	12件	7件

(7) 風水害対策指定職員家賃助成

風水害等発生時に水防活動や避難所の開設・運営の補助業務等に従事する区内在住職員を「風水害対策指定職員」に指定しています。これらの職員のうち要件を満たす職員に住居手当とは別に家賃助成を行っています。令和4年度の助成対象者は46名でした。

10 特別区人事委員会からの報告事項

(令和4年度の業務状況の報告)

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 採用試験等

令和4年度における採用試験等については、以下のとおり実施した。

① 受験資格等

令和4年度の業務状況の報告						特別区人事委員会
I 職員の競争試験及び選考の状況						
(1) 採用試験等						
令和4年度における採用試験等については、以下のとおり実施した。						
ア 受験資格等						
採用区分	職種 (職種・選考区分)	国籍要件	年齢	経歴・資格・免許	その他	
I 類	本 務	有	22歳以上 32歳未満	/	・活字印刷女による出題に対応できる人(ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。) ・22歳未満の者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人	
	土木造園(土木)					
	土木造園(造園)					
	造 造					
	橋 検					
	電 気					
	福 祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士、児童指導員又は保育士(注4)		
	心 理	無	40歳未満	心理学科を卒業した人又はこれに相当する人		
	衛生監視(衛生)	有	22歳以上 30歳未満	食品衛生監視員及び環境衛生監視員		
	衛生監視(化学)	有	22歳以上 30歳未満	食品衛生監視員及び環境衛生監視員		
保 護 師	無	22歳以上 40歳未満	保護師			
II 類	本 務	有	18歳以上 22歳未満	/	・活字印刷女又は点字による出題に対応できる人	
障害者 (注1)	本 務	有	18歳以上 32歳未満	・身体障害者手帳等の交付を受けている人(注5) ・活字印刷女又は点字による出題に対応できる人		
選考者1 応募	本 務	有	60歳未満	民間企業等での業務従事歴が4年以上ある人(児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうる児童相談所等での業務従事歴が2年以上ある人(注3))	・活字印刷女による出題に対応できる人(ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。)	
	土木造園(土木)					
	造 造					
	橋 検					
	電 気	無	60歳未満	民間企業等での業務従事歴が8年以上ある人(児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうる児童相談所等での業務従事歴が2年以上ある人(注3))		
	福 祉					
	児童福祉					
	児童指導					
児童心理						
選考者2 応募 (注2)	本 務	有	60歳未満	民間企業等での業務従事歴が8年以上ある人(児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうる児童相談所等での業務従事歴が2年以上ある人(注3))	・活字印刷女による出題に対応できる人(ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。)	
	土木造園(土木)					
	造 造	無	60歳未満	民間企業等での業務従事歴が12年以上ある人(児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうる児童相談所等での業務従事歴が5年以上ある人(注3))		
	福 祉					
	児童福祉					
児童指導						
児童心理						
能 率 水 河 期 世 代 (注6)	本 務	有	昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれたる者	/	・活字印刷女又は点字による出題に対応できる人	

注1：障害者を対象とする採用選考の略

注2：就職氷河期世代を対象とする採用試験の略

注3：児童相談所等での業務従事歴については、下記の経験を指す。

児童福祉：児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務経験

児童指導：児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務経験

児童心理：児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務経験

注4：試験区分「福祉」「児童福祉」「児童指導」における受験資格の「経歴・資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

注5：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人

② 日程

項目	I類採用試験 【一般方式】	I類採用試験 【土木・建築新方式】	Ⅲ類採用試験	経験者 採用試験・選考	障害者を 対象とする採用選考	就職氷河期世代を 対象とする採用試験
告示	3月18日(金)	3月18日(金)	6月23日(木)	6月23日(木)	6月23日(木)	6月23日(木)
申込受付	3月18日(金)～ 4月4日(月)	3月18日(金)～ 4月4日(月)	6月23日(木)～ 7月14日(木)	6月23日(木)～ 7月14日(木)	6月23日(木)～ 7月14日(木) ※郵送申込は 7月13日(水)消印有 効	6月23日(木)～ 7月14日(木)
1次試験・選考	5月1日(日)	5月1日(日)	9月11日(日)	9月4日(日)	9月11日(日)	9月4日(日)
1次合格発表	6月24日(金)	6月24日(金)	10月21日(金)	10月21日(金)	10月12日(水)	10月21日(金)
2次試験・選考	7月5日(火)～ 7月14日(木)	7月5日(火)～ 7月14日(木)	11月4日(金)・ 11月7日(月)	10月29日(土)・ 10月30日(日)・ 11月5日(土)・ 11月6日(日)	10月31日(月)・ 11月1日(火)・ 11月2日(水)	11月3日(木)
最終合格発表	7月26日(火)(技術系) 8月3日(水)(技術系以 外)	7月26日(火)	11月18日(金)	11月18日(金)	11月18日(金)	11月18日(金)

③ 実施状況

(単位：人)

採用区分	職種 (試験・選考区分)	申込者数			受験者数			最終合格者数		
		4年度	3年度	比較 増△減	4年度	3年度	比較 増△減	4年度	3年度	比較 増△減
I類 【一般方式】	事務	9,374	11,449	△ 2,075	8,417	9,019	△ 602	2,308	1,881	427
	土木造園(土木)	151	283	△ 132	135	214	△ 79	82	109	△ 27
	土木造園(造園)	52	67	△ 15	45	47	△ 2	32	18	14
	建築	81	117	△ 36	75	100	△ 25	55	59	△ 4
	機械	54	68	△ 14	49	54	△ 5	31	27	4
	電気	72	110	△ 38	56	72	△ 16	32	24	8
	福祉	445	468	△ 23	411	399	12	229	211	18
	心理	169	217	△ 48	137	156	△ 19	44	60	△ 16
	衛生監視(衛生)	135	134	1	128	117	11	74	52	22
	衛生監視(化学)	41	64	△ 23	38	47	△ 9	10	7	3
	保健師	401	449	△ 48	370	376	△ 6	207	212	△ 5
	小計	10,975	13,426	△ 2,451	9,861	10,601	△ 740	3,104	2,660	444

I 類 【土木・建築新方式】	土木造園（土木）	45	138	△ 93	38	95	△ 57	21	38	△ 17	
	建 築	47	70	△ 23	44	47	△ 3	31	26	5	
	小 計	92	208	△ 116	82	142	△ 60	52	64	△ 12	
III類	事 務	2,995	3,638	△ 643	2,561	2,904	△ 343	435	392	43	
III類【障害者を対象とする採用選考】	事 務	220	343	△ 123	169	255	△ 86	72	80	△ 8	
経験者	1 級職	事 務	1,702	1,799	△ 97	1,287	1,302	△ 15	215	172	43
		土木造園（土木）	46	48	△ 2	37	35	2	26	13	13
		建 築	25	45	△ 20	18	35	△ 17	11	21	△ 10
		機 械	31	29	2	21	19	2	10	7	3
		電 気	37	37	0	25	24	1	14	11	3
		福 祉	66	63	3	50	51	△ 1	36	27	9
		児童福祉	29	24	5	25	21	4	13	14	△ 1
		児童指導	15	14	1	14	12	2	13	11	2
		児童心理	26	33	△ 7	23	30	△ 7	15	16	△ 1
	小 計	1,977	2,092	△ 115	1,500	1,529	△ 29	353	292	61	
	2 級職 （主任）	事 務	968	1,093	△ 125	695	762	△ 67	88	59	29
		土木造園（土木）	36	35	1	28	19	9	12	6	6
		建 築	34	26	8	26	20	6	18	6	12
		機 械	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		電 気	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		福 祉	32	53	△ 21	30	42	△ 12	17	15	2
		児童福祉	35	28	7	34	27	7	20	17	3
		児童指導	3	13	△ 10	3	12	△ 9	3	9	△ 6
		児童心理	14	9	5	12	9	3	10	6	4
	小 計	1,122	1,257	△ 135	828	891	△ 63	168	118	50	
3 級長職	児童福祉	13	15	△ 2	12	13	△ 1	7	7	0	
	児童指導	2	1	1	2	1	1	1	1	0	
	児童心理	8	9	△ 1	8	9	△ 1	5	8	△ 3	
	小 計	23	25	△ 2	22	23	△ 1	13	16	△ 3	
氷河期	事 務	1,136	1,359	△ 223	855	974	△ 119	53	42	11	
合 計		18,540	22,348	△ 3,808	15,878	17,319	△ 1,441	4,250	3,664	586	

イ 採用選考等

令和4年度人事委員会が実施した目黒区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

① 専門職採用選考

区 分	合格者数
医療専門職（医師の課長級以上）	0人
行政専門職（法務の課長級以上）	0人

② 一般職の任期付職員

法第三条※1に基づく採用

採用職層	採用承認人数
主任	0人
係長	2人
課長補佐	0人
課長	0人
部長	0人

法第四条※1に基づく採用

採用職層	採用承認人数
係員（1級職）	0人
課長	0人
部長	0人

※1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

ウ 管理職選考（令和4年度）

① 受験資格等

○ I類

（受験資格） 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢 55 歳未満で、主任以上の在職期間が6年以上の人。

（受験方式） 全部受験方式－受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式。

分割受験方式－受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

免除受験方式－択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式。

前倒し受験方式－主任の職にあり、その在職期間が3～5年目の人（経験者採用制度により採用された人等の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはならない。

（選考方法） 筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問

（免除資格） 択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験年度以降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○ II類

（受験資格） 日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢 46 歳以上 56 歳未満で、課長補佐の在職期間が2年以上の人。

（選考方法） 筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問

② 実施状況（合格者決定）

I 類（全部及び免除受験方式）及び II 類

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）			
		4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	
I 類	事務	336	338	△ 2	191	207	△ 16	107	118	△ 11	31.8	34.9	△ 3.1	
	技術	I	67	60	7	40	18	22	26	12	14	38.8	20.0	18.8
		II	41	29	12	22	14	8	14	12	2	34.1	41.4	△ 7.3
		III	46	48	△ 2	12	11	1	8	7	1	17.4	14.6	2.8
	小計	154	137	17	74	43	31	48	31	17	31.2	22.6	8.6	
I 類計	490	475	15	265	250	15	155	149	6	31.6	31.4	0.2		
II 類	事務	31	42	△ 11	29	41	△ 12	24	33	△ 9	77.4	78.6	△ 1.2	
	技術	12	22	△ 10	8	13	△ 5	8	11	△ 3	66.7	50.0	16.7	
	II 類計	43	64	△ 21	37	54	△ 17	32	44	△ 12	74.4	68.8	5.6	
合計		533	539	△ 6	302	304	△ 2	187	193	△ 6	35.1	35.8	△ 0.7	

I 類（全部受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）			
		4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	
I 類 (全部)	事務	178	175	3	90	89	1	51	59	△ 8	28.7	33.7	△ 5.0	
	技術	I	25	27	△ 2	8	5	3	4	4	0	16.0	14.8	1.2
		II	23	16	7	12	8	4	9	7	2	39.1	43.8	△ 4.7
		III	11	13	△ 2	2	2	0	1	1	0	9.1	7.7	1.4
	小計	59	56	3	22	15	7	14	12	2	23.7	21.4	2.3	
合計	237	231	6	112	104	8	65	71	△ 6	27.4	30.7	△ 3.3		

I 類（免除受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）			
		4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	
I 類 (免除)	事務	158	163	△ 5	101	118	△ 17	56	59	△ 3	35.4	36.2	△ 0.8	
	技術	I	42	33	9	32	13	19	22	8	14	52.4	24.2	28.2
		II	18	13	5	10	6	4	5	5	0	27.8	38.5	△ 10.7
		III	35	35	0	10	9	1	7	6	1	20.0	17.1	2.9
	小計	95	81	14	52	28	24	34	19	15	35.8	23.5	12.3	
合計	253	244	9	153	146	7	90	78	12	35.6	32.0	3.6		

③ 実施状況（免除者決定）

（単位：人、％）

		対象者数				免除者数				免除率			
		計 A	受験方式内訳			計 B	受験方式内訳			計 B/A	受験方式内訳		
			全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
			A1	A2	A3		B1	B2	B3		B1/A1	B2/A2	B3/A3
事務		481	122	105	254	126	29	19	78	26.2	23.8	18.1	30.7
技 術	I	63	21	16	26	17	8	3	6	27.0	38.1	18.8	23.1
	II	50	14	15	21	17	4	6	7	34.0	28.6	40.0	33.3
	III	40	8	15	17	13	5	2	6	32.5	62.5	13.3	35.3
	小計	153	43	46	64	47	17	11	19	30.7	39.5	23.9	29.7
合計		634	165	151	318	173	46	30	97	27.3	27.9	19.9	30.5

注1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数。

2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、合格にいたらなかった人。

3 分割とは、分割受験方式で受験した人。

4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人。

5 免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出。

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第14条）、均衡の原則（地方公務員法第24条第2項）及び職務給の原則（地方公務員法第24条第1項）に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与等に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。令和4年は、10月11日に23区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

令和4年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要(令和4年10月11日)

〔本年の勧告のポイント〕

月例給、特別給ともに引上げ

- 1 月例給
公民較差 896 円 (0.24%) を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
 - 2 特別給（期末手当・勤勉手当）
年間の支給月数を 0.1 月引上げ（現行 4.45 月→4.55 月）、勤勉手当に割振り
- ◎ 職員の平均年間給与は、約 5 万 4 千円の増

職員の給与（特別給）に関する報告・勧告

ア 職員と民間従業員との給与の比較

① 職員給与等実態調査の内容（令和4年4月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
56,612 人	31,330 人	378,512 円	38.9 歳

② 民間給与実態調査の内容（令和4年4月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所
事業所数	特別区内の 1,111 民間事業所を調査（調査完了 692 事業所）

③ 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
379,408 円	378,512 円	896 円 (0.24%)

(注) 民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.56 月分	4.45 月	△0.11 月

④ 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特

例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較 896 円 (0.24%) を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は△1,007 円である。

⑤ 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の1,443人に対し、本年4月1日時点で1,147人、減少数は296人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の38人で約13%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

イ 改定の内容

① 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ
- ・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り
- ・3月期末手当を廃止し、6月・12月期が均等になるよう配分（令和5年度から）

② 実施時期

- ・月例給：令和4年4月1日 特別給：条例の公布の日

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

ア 人事・給与制度

① 人材の確保

（特別区の魅力と役割）

- ・先進都市として進化し続ける東京の中核である特別区では、幅広い行政サービスを提供するとともに、地域と協働し、先進的でダイナミックな取組を展開
- ・魅力ある未来を創り出す力を持つ有為な人材の確保が必須
（人材確保をめぐる状況と採用制度の見直し）
- ・本年度の特別区職員採用試験・選考の申込者数は、大幅に減少。特別区が受験者の就職先として選択されるよう、不断に研究を積み重ね、採用制度を見直し
- ・技術関係職種は、多様で豊かな知識、技術、経験を持つ人材を確保するため、試験実施方法・内容をよりチャレンジしやすいものに変更
- ・デジタル技術やデータを活用した区民の利便性の向上に対応できる人材の確保が急務。令和5年度秋の実施に向けて新たな採用試験・選考制度を検討
- ・就職氷河期世代を対象とする採用試験の継続に向けた準備。障害者を対象とする採用選考の年齢制限撤廃に係る制度の見直し

② 人材の育成

（人事評価制度の適切な運用）

- ・人事評価制度は、地方公務員法に基づく、人事管理の基礎。制度の公平性や納得性を高め、任用・給与の面で更なる活用が必要

- ・一部の区で管理職員への本人開示や評価者研修が未実施。本人開示制度の整備とともに、評価者研修を早急に実施することが必要。昇任選考では、複数年度の評価結果を活用することで、選考の精度をより高めることが必要

(若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成)

- ・将来にわたり質の高い区民サービスを提供していくためには、次代を担う若年層職員の昇任意欲を醸成するとともに、計画的な人材育成を行うことが重要

- ・研修等のOff-JTとOJTの連動による相乗効果や、自己啓発等の更なる支援について進めていくことが必要。OJTにおいては管理監督職の役割も重要であり、職員の気づきを促し、モチベーションを向上させる指導が有用。他団体等への派遣研修等も有効な手段

(管理監督職を担う者の人材育成)

- ・多様な課題に的確に対応し、持続可能な区政運営の実現には、管理監督職による職員の人材育成や組織マネジメントが重要であり、計画的育成が必要

- ・管理職選考種別Ⅰ類は、令和5年度からの役職定年制の導入を受け、より積極的な活用が必要。女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けて一層の取組が必要

- ・種別Ⅱ類は、任命権者において、公平性及び公正性が担保された選考を実施し、的確な人材の確保がなされるよう留意

③ 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・高齢層職員が知識・経験を活かして活躍するとともに、その知識・経験を次代の職員に継承できるようにすることで、若年層を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要

- ・国の検討状況等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、研究を継続

イ 勤務環境の整備等

① 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

- ・高齢層職員が知識・経験を活かして活躍するとともに、その知識・経験を次代の職員に継承できるようにすることで、若年層を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要

- ・国の検討状況等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、研究を継続

- ・長時間労働の是正に向けて、ICTを活用した業務の効率化等とともに、臨時的な職員の応援、職員配置の見直し等、様々な対策を講じる必要がある

- ・教育現場の多忙化解消が喫緊の課題。意識改革とともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向けて、実効性を伴う対策が必要

② 多様で柔軟な働き方

- ・テレワークの推進にあっては、より円滑にテレワークを実施するための環境整備を行うことで、希望する誰もが、端末一つで、どこでも仕事ができる環境となるような仕組みづくりが肝要。テレワークの活用拡大と同時にICT活用による業務プロセス改善を図り区民サービスの向上に寄与

- ・引き続き国の検討状況等を注視し、フレックスタイム制等の多様で柔軟な働き方に関する諸制度の導入や必要な規定の整備について、任命権者と連携を取りながら検討

③ 仕事と生活の両立支援

(男性職員の育児休業の取得促進)

- ・男性職員の育児休業の取得率は年々上昇し、国が掲げる 30%の目標値を特別区全体としては達成している一方で、未達成の区がある。また、育児休業の取得期間は、女性職員の取得者より短期間
- ・男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、意識啓発等の取組により、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していくことが必要
- ・個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間・時期・回数を取得できるよう、育休代替等の弾力的な人員配置を行うなど、安心して育児休業を取得できる環境整備が必要

(不妊治療のための休暇の導入)

- ・職員へ不妊治療のための休暇制度を周知し、理解促進に努めるとともに、プライバシーの保護に十分配慮しながら、安心して不妊治療のための休暇を取得しやすい職場風土の醸成が必要

④ メンタルヘルス対策の推進

- ・多くの職員が、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響を懸念
- ・ストレスチェックの判定結果をセルフケアに活用するとともに、管理職は、組織のストレス傾向を踏まえて職場環境の改善を図ることで、メンタルヘルス不調を未然に防止
- ・メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理職から積極的に声掛けを行うなど、早期発見及び早期対応することが重要

⑤ ハラスメントの防止対策

- ・各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要
- ・パワー・ハラスメント防止には、管理職の役割が極めて重要。職層研修を活用するなどして、対応能力の向上が必要

ウ 区民からの信頼の確保

- ・職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民サービスの提供に影響。従来の不祥事防止策に加えて、公益通報制度が有効に活用される取組の強化が必要
- ・職員の意識啓発に取り組み、高い倫理意識や使命感の醸成を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度中における目黒区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	4年度 要求件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
0	0	0	0	

(4) 不利益処分に関する審査請求の状況

令和4年度中における目黒区の審査請求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの 継続件数 A	3年度 請求件数 B	完結件数 C	翌年度継続 件数 A+B-C	備 考
15	0	0	15	